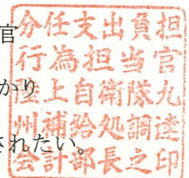


公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊九州補給処
調達会計部長 小池ゆが



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
3SNE1FJ50420		3SN81AG0001 0001		685010575465		HC-K110025H		
品名 または 件名								
除染剤 2 号（高度さらし粉粒状）								
部品番号 または 規格								
トヨクロン P T G Ⅲ 2 0 k g 仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
80.00	EA							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
九州補給処								
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
九処 補給部 保管課 第2保管班				令和6年3月29日（金）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処 調達会計部 契約課

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

入札日時場所：令和6年1月23日 (火) 10時00分 九州補給処 調達会計部 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札参加資格者

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」は令和4・5・6年度を保有し、競争参加可能地域が九州・沖縄の参加資格を有するものであること。

エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

オ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する旨指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(2) 入札の方法

ア 同価の場合は抽選により決定する。予定価格に達しなかった場合は、再度入札を実施する。また、郵便による入札参加者が含まれる場合においては令和6年1月30日 (火) 10時00分に再度入札を実施する。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された当該金額の10% (軽減税率対象品目については8%) に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100 (軽減税率対象品目については108分の100) に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 違約金

- ア 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。
- イ 契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

- ア 入札参加資格の無い者又は参加制限されている者が行った入札
- イ 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- ウ 入札執行時刻に遅延した入札
- エ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 契約書等作成の要否

契約金額が50万円以上は請書、150万円を超える場合は契約書を作成する。

(6) その他

- ア 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、九州補給処ホームページ「入札等参加者心得」第9章を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。
- イ 入札関係委任を受けた者は、入札前にあらかじめ委任状を提出すること。
- ウ 郵便による入札の場合は、入札期日の前日令和6年1月22日(月)12時00分までに必着するように送付すること。その際、送付する封筒の表に「入札件名、〇月〇日〇〇〇〇の入札書在中」と明記するとともに、事前に調達会計部契約課担当まで電話連絡すること。
- エ その他入札及び契約心得を厳守すること。
掲示場所：陸上自衛隊九州補給処調達会計部契約課事務室及び陸上自衛隊九州補給処ホームページ
- オ 「資格審査結果通知書」の写しを入札開始前までに提出すること。
- カ 第7項第1号カの「資本関係又は人的関係のある者」については、入札等参加者心得を参照
- キ 入札室へのパソコン・タブレット・スマートフォン(画面サイズ7.0インチ以上)の持込は禁止

(7) 公告掲示場所

- ア 鳥栖、佐賀、久留米の各商工会議所
- イ 福岡、小郡、久留米の各駐屯地会計隊及び目達原駐屯地調達会計部
- ウ 陸上自衛隊九州補給処ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/dep/index.htm>

(8) 問い合わせ先

- ア 住所等
〒842-0032
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1
TEL 0952-52-2161 FAX 0952-52-3748
- イ 入札に関する事
調達会計部契約課第1契約班 担当 松尾(内線2317)
- ウ 仕様書に関する事
装備計画部化学課 担当 原田(内線2484)

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		3SNE1FJ50420		物品番号		品名		単位		数量		単価	金額	銘柄	納地		指定	
NO	調達要求番号			品		規格												
	部品番号 または		使用器材名		仕様書番号													
	3SNS1AG0001	0001	685010575465		EA	80.00												
1	除染剤 2 号 (高度さらし粉粒状)														九州補給処			
	トヨクロン P T G III 2 0 k g 仕様書のとおり														九処 補給部 保管課 第 2 保管班			
															令和6年3月29日			

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	6 8 5 0 - 1 0 5 - 7 5 4 6 - 5	仕 様 書 番 号
除染剤 2 号（高度さらし粉粒状）	H C - K 1 1 0 0 2 5 H	
	防衛大臣承認	平成 年 月 日
	作 成	平成 1 0 年 3 月 2 6 日
	変 更	令和 5 年 1 月 2 3 日
	作成部隊等名	補 給 統 制 本 部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する除染剤 2 号（高度さらし粉）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 による。

1.2.1

UNマーク

国連（United Nations）による国際輸送に関する国際勧告（UN規格）に適合した危険物運搬容器に表示する記号である。

なお，“危険物船舶運送及び貯蔵規則”に定める危険物の容器に表示される。また，“危険物容器検査証”に表記記号として記載される。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S Z 1 7 0 2	包装用ポリエチレンフィルム
J I S Z 7 2 5 3	GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）
J S I A 0 7 - 1	次亜塩素酸カルシウム（高度さらし粉）
J S I A 0 7 - 2	次亜塩素酸カルシウム試験方法（高度さらし粉試験方法）

b) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 3 2 年運輸省令第 3 0 号）

船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和 5 4 年運輸省告示第 5 4 9 号）

2 製品に関する要求

2.1 成分

成分は、J S I A 0 7 - 1 に規定する次亜塩素酸カルシウム（高度さらし粉）とする。

2.2 性能

性能は、表1による。

表1－性能

項目	規定
形状	白色粒状
有効塩素含量	% 70以上

2.3 内容量

内容量は、20 kgとする。

3 品質保証

3.1 試験

試験は、表2による。

表2－試験

検査項目	試験方法	判定基準
形状	目視による。	2.2によるほか、変色及び異物の混入があつてはならない。
有効塩素含量	J S I A 07-2による。	2.2による。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

3.3 ロットの大きさ

ロットの大きさは、一製造設備において同一原料を用い、同一の条件で製造する量とする。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表3による。また、外装の指定及び“UNマーク”を取得した容器の別は、調達要領指定書によって指定する。

表3－包装

区分	包装の方法				
内装	内装は、厚さ約0.1 mmのJ I S Z 1702の2種Aの袋に、20 kgを詰める。				
外装	<table border="1"> <tr> <td>バケツ形容器</td><td> a) 形状は、容器20 Lの蓋付きバケツ形を標準とし、人力運搬用の取っ手をもつ。 b) 材質は、プラスチックとする。 c) 容器の厚さは、2 mm以上とする。 d) 蓋は、工具などを必要とせず、人力で開閉可能とする。 </td></tr> <tr> <td>プラスチック段ボール容器</td><td> a) 材質は、ポリプロピレン製プラスチックとする。 b) 寸法は、長さ340 mm×幅260 mm×高さ300 mmを標準とする。 c) 容器の厚さは、5 mm以上とする。 d) 色は、灰色とする。 </td></tr> </table>	バケツ形容器	a) 形状は、容器20 Lの蓋付きバケツ形を標準とし、人力運搬用の取っ手をもつ。 b) 材質は、プラスチックとする。 c) 容器の厚さは、2 mm以上とする。 d) 蓋は、工具などを必要とせず、人力で開閉可能とする。	プラスチック段ボール容器	a) 材質は、ポリプロピレン製プラスチックとする。 b) 寸法は、長さ340 mm×幅260 mm×高さ300 mmを標準とする。 c) 容器の厚さは、5 mm以上とする。 d) 色は、灰色とする。
バケツ形容器	a) 形状は、容器20 Lの蓋付きバケツ形を標準とし、人力運搬用の取っ手をもつ。 b) 材質は、プラスチックとする。 c) 容器の厚さは、2 mm以上とする。 d) 蓋は、工具などを必要とせず、人力で開閉可能とする。				
プラスチック段ボール容器	a) 材質は、ポリプロピレン製プラスチックとする。 b) 寸法は、長さ340 mm×幅260 mm×高さ300 mmを標準とする。 c) 容器の厚さは、5 mm以上とする。 d) 色は、灰色とする。				

4.2 外装の表示

外装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の4.2.3によるほか、次による。

なお、物品管理区分標識及び物品管理区分色標識は、GLT-CG-Z000001の図2b及び図4による。

- a) 物品管理区分標識及び物品管理区分色標識
- b) 物品番号
- c) 品名
- d) 質量
- e) ロット番号
- f) 製造年月
- g) 製造者名
- h) 取扱上の注意事項（ラベル等に印刷し、天板などに貼り付ける。）
- i) 4.1によって“UNマーク”を取得した容器を指定する場合は，“UNマーク”，“船舶による危険物の運送基準等を定める告示”に基づき定めた国連番号及び正票札を表示する。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表4による。

表4－提出書類

番号	名称	数量	提出時期	提出先	注記
1	社内検査成績書	1	納入時	納入先	様式は、随意とする。
2	危険物容器検査証（日本語及び英語版）	1 ^{a)}		調達要求元	様式は、“危険物船舶輸送及び貯蔵規則”による。
3	安全データシート（SDS） （日本語及び英語版）	1			作成は、JIS Z 7253の附属書Dによる。
注 ^{a)} 4.1 によって“UNマーク”を取得した容器を指定する場合に提出する。					

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。